



第5章 重点計画

特に重点的に取り組むべき内容として、「公園再整備計画」と「生物多様性に係る取り組み」を重点計画として、中間見直しで新たに位置付けました。

- 5-1 【重点計画1】公園再整備計画
- 5-2 【重点計画2】生物多様性に係る取り組み

5-1 【重点計画1】公園再整備計画

1.背景と目的

本市では、昭和51年から市民の憩いの場として公園等の整備を進めており、現在、市内の都市公園は132箇所となり、量的水準は着実に向上しています。

しかし、現在、本市の都市公園には以下のような課題があります。

●公園ごとの個性の欠如

量の確保に重点を置いた整備を進めてきたことから、どの公園にもブランコ、滑り台、砂場などの標準的な遊具が設置され、公園ごとの個性に乏しい状況があります。



公園内の遊具（左：長坂上公園、右：下落合公園）

●施設の老朽化による機能不足

本市の都市公園は設置から30年以上経過したものが現時点で約5割を占め、施設の老朽化による機能不足が生じています。



老朽化した遊具（左：寺尾西公園、右：やぶね公園）

●市民ニーズとの乖離

近年、少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化とともに、「どこの公園も同じではおもしろくない」、「禁止事項が多く何もできない」、「もっと防犯に配慮すべき」などの声が寄せられるようになり、これまで以上に市民ニーズに細かく対応した公園のあり方が求められていると考えます。

平成30年度に実施した「綾瀬市の緑と公園に関するアンケート」においても、公園施設については、「手入れが不足している」、「遊具を多様化して面白さを提供してほしい」、「自然を保ち公園はシンプルに自由に使えるように」、「トイレ等の施設を綺麗に」といった様々な角度からの意見が寄せられており、公園整備（再整備）に対する市民の期待が大きいことが伺えます。



ボール遊び等を禁止する看板（左：もみじ公園、右：城山公園）

このため、公園のあるべき姿を実現するためには、地域住民や利用者のニーズを把握し、公園の利用方法やルール・管理運営方法なども考慮した上で、公園ごとの個性を活かした整備（再整備）を行い、地域のシンボルやコミュニティの拠点として位置づける必要があります。

そこで、市民と行政が一体となって公園の再整備に取り組むことを目的として、緑の基本計画の「重点計画」として「公園再整備計画」を位置づけ、公園再整備の基本的な考え方を整理します。

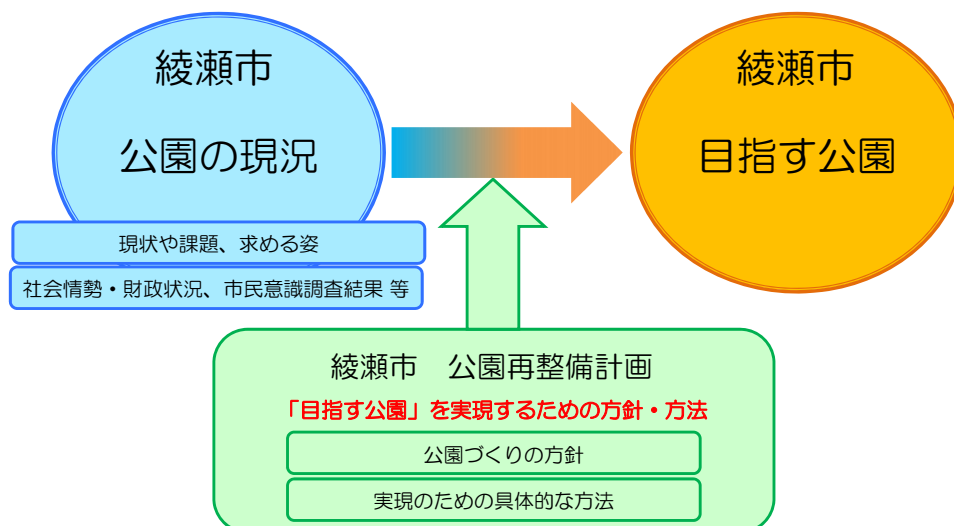


図5-1 「綾瀬市 公園再整備計画」の取り組み方針

2.公園再整備計画の考え方

(1) 基本方針

公園再整備計画の検討を行うにあたり、以下の基本方針を設定します。

また、これらの基本方針に基づく検討内容について、地域別にワークショップを開催して市民の意見を募ることや、関係団体へのヒアリングを実施することで、魅力ある公園づくりを進めます。

【基本方針1】特色のある公園計画及びルールづくり

公園機能として幼児、児童向けやボール広場といった特色のある公園計画やルール作りを進めます。

【基本方針2】公園の適正配置の検討

人口推計や地域性、公園ごとの機能と立地を踏まえて、公園施設数の縮減を含む公園の再整備を行い、既存施設や更新施設を地域内の公園に適正に配置します。

(2) 公園の機能分類の検討

市内・各地域内に位置する公園について、それぞれの公園が持つ機能（特色）や主な利用者、公園の立地等を踏まえて、機能分類を検討します。

表5-1 機能（特色）の分類

分類 No.	分類	概要
1	幼児向け	幼児（未就学児）が安全に遊ぶことができる公園
2	児童向け	小学生がのびのびと遊ぶことができる公園
3	ボールひろば	キャッチボールやパス練習程度のボール遊びができる公園
4	健康づくり	体操などの健康づくりに利用することができる公園
5	緑や花	芝生や木陰があり、草花が広がり、やすらぎを感じたり、自然との触れ合いを楽しんだりできる公園

※この他の付属的な機能

- ・コミュニティスペース：地域の人々が集まって交流できる
- ・防災機能：一時避難場所に位置付け

(3) 新たな取り組みの検討

本計画の上位計画である「綾瀬市総合計画2030」における戦略プロジェクト「特色ある公園活用プロジェクト」にも示されているとおり、市内の公園における「公園内カフェ、キッチンカー等の誘致」や「マルシェ、パフォーマンス等のイベントの開催促進」等について、導入の検討を行います。

3. 重点的な取り組みの方向

公園再整備計画の考え方に基づき、主に以下の個別施策に関連する取り組みを推進します。

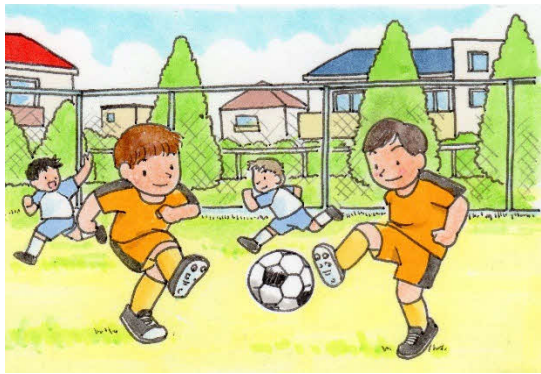
- 個別施策1. 街区公園などの身近なレクリエーション施設の整備・充実（P78）
- 個別施策2. 広域的レクリエーション施設の整備・充実（P78）



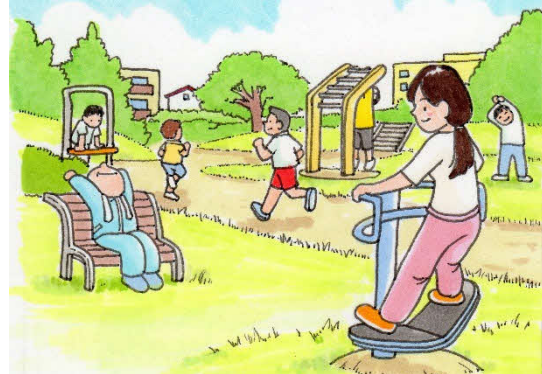
幼児向け



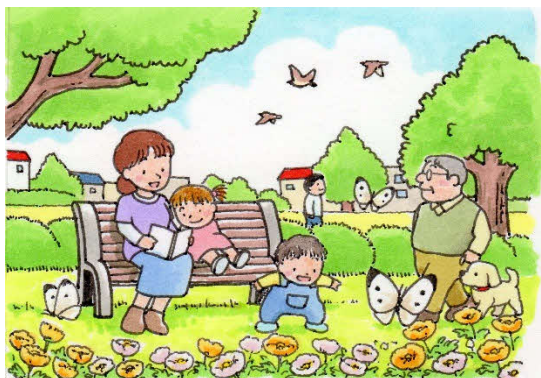
児童向け



ボールひろば



健康づくり



緑や花



コミュニティスペース

図5-2 特色ある公園整備の例



図5-3 公園内カフェやマルシェの例

5-2 【重点計画2】生物多様性に係る取り組み

1.背景と目的

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことを指します。地球上の生命は一つひとつに個性があり、全て直接的に、間接的に支えあって生きています。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

また、私たちは、暮らしに欠かせない水や食料、木材、繊維、医薬品をはじめ、様々な生物多様性のめぐみを受け取っています。

○生態系の多様性：

各地に森林、草地、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があること。

○種の多様性：

鳥、魚、植物などいろいろな種類の生きものがいること。

○遺伝子の多様性：

同じ種でも形や模様、生態などに多様な個性があること。



図5-4 生物多様性のめぐみのイメージ

出典：「みんなで学ぶ、みんなで守る 生物多様性」（環境省）

国では、生物多様性国家戦略を定めています。生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、現行の生物多様性国家戦略は平成24年に策定した「生物多様性国家戦略2012-2020」となります。

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、重点的に取り組むべき施策の方向性として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける、の5つの基本戦略を設定しています。

加えて、「緑の基本計画」に生物多様性保全の視点を反映するため、平成23年に都市緑地法運用指針が改正され、生きものの生息・生育環境を改善することなどによる緑地の質の向上や、緑地の適正な配置による有機的なネットワークの重要性が示されています。

かながわ生物多様性計画（平成28年3月）では、生態系に着目して県土を6つのエリアに区分して、それぞれのエリアでは、関連する主な生態系を設定しており、生態系の特長に即した取り組みが位置付けられています。「丹沢エリア」及び「箱根エリア」では山地・森林生態系、「山麓の里山エリア」では里山・農地生態系、「都市・近郊エリア」では都市生態系や里山・農地生態系、「三浦半島エリア」では里山・農地生態系と都市生態系、「河川・湖沼及び沿岸エリア」では陸水生生態系と沿岸域が、それぞれ対象とされています。



図5-5 生態系に着目した県土のエリア区分

出典：「かながわ生物多様性計画」（神奈川県）

本市は、かながわ生物多様性計画の「都市・近郊エリア」に位置しており、都市に残された身近な自然を保全するため、都市公園の整備や適切な管理運営を行うとともに、多様な主体との連携・協働による緑地の保全、里地里山の保全等の促進、環境保全型農業の推進などの取組を進めることとされています。

また、これまでも緑の基本計画の「基本方針」及び「緑地の配置方針」（中間見直しにおいて、基本方針及び実現のための方策と統合）において、緑による野生生物の生息・生育環境の確保のための方針や、緑に対する意識の普及啓発と持続可能な環境づくりのための方針を示し、生物多様性に係る取り組みを推進してきました。

今後、市内の緑の質を向上させていくためには、緑における生物多様性の視点も不可欠と考えられます。

そこで、これまで以上に生物多様性の保全に取り組むことを目的として、緑の基本計画の「重点計画」として「生物多様性に係る取り組み」を位置づけ、生物多様性保全にむけた基本的な考え方を整理します。

2. 生物多様性の取り組みの考え方

(1) 都市・近郊エリア（かながわ生物多様性計画）における取り組み

かながわ生物多様性計画で示されている都市・近郊エリアにおける取り組みを参考に、本市の特性を踏まえ、重点的に推進すべき取り組みとして以下を設定します。

- ・ピオトープを念頭に置いた都市公園の整備や適切な管理運営
- ・トラスト制度などによる緑地の保全
- ・里地里山の保全等の促進
- ・農業の有する多面的機能の発揮の促進
- ・生きものの生息・生育基盤情報の収集と活用
- ・多様な主体による取り組みの促進
- ・環境学習・教育の推進

特に、本市の現状から、生物多様性の保全の基盤となる情報の収集と発信、多様な主体による取り組みの促進、環境学習・教育の推進が必要です。

(2) エコロジカルネットワークの形成

国土交通省によって示されているエコロジカルネットワーク形成の考え方を踏まえ、本市においても、市内の公園や緑地をエリアに区分し、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

表5-2 エコロジカルネットワークのエリア区分の考え方

区分	概要	対象
中核地区	区域を代表する自然的環境で、重要な動植物種の生息・生育地であり、動植物種の供給源となるエコロジカルネットワークの核となる緑地	目久尻川沿いの緑（斜面林や緑地など）
拠点地区	市街地に存在し、動植物種の分布の拡大などに資する拠点となる緑地	まとまった緑のある公園 学校の緑、大規模農地
回廊地区	中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地	河川、街路樹や緑地帯
緩衝地区	中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯	市街地の緑（市全域）

参考：「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」（国土交通省都市局）

3. 重点的な取り組みの方向

- ・生物多様性の取り組みの考え方に基づき、主に「基本方針3 緑による生きものの生息・生育環境の確保」と「基本方針6 緑に対する意識の普及啓発と持続可能な環境づくり」に関連する取り組みを推進します。

- 個別施策 20. 優れた環境の緑地の確保（P82）
- 個別施策 21. 早川天神森・春日原農用地の保全（P82）
- 個別施策 22. 河川緑化事業（P82）
- 個別施策 23. ピオトープを念頭においた都市公園の整備（P82）
- 個別施策 24. 風土に適した樹種を用いた緑化の推進（P82）
- 個別施策 25. 祖師谷緑地の保全（P83）
- 個別施策 41. 市内の自然や緑に関する情報の提供（P86）
- 個別施策 45. 緑のボランティア制度、グリーンモニター制度の検討（P87）

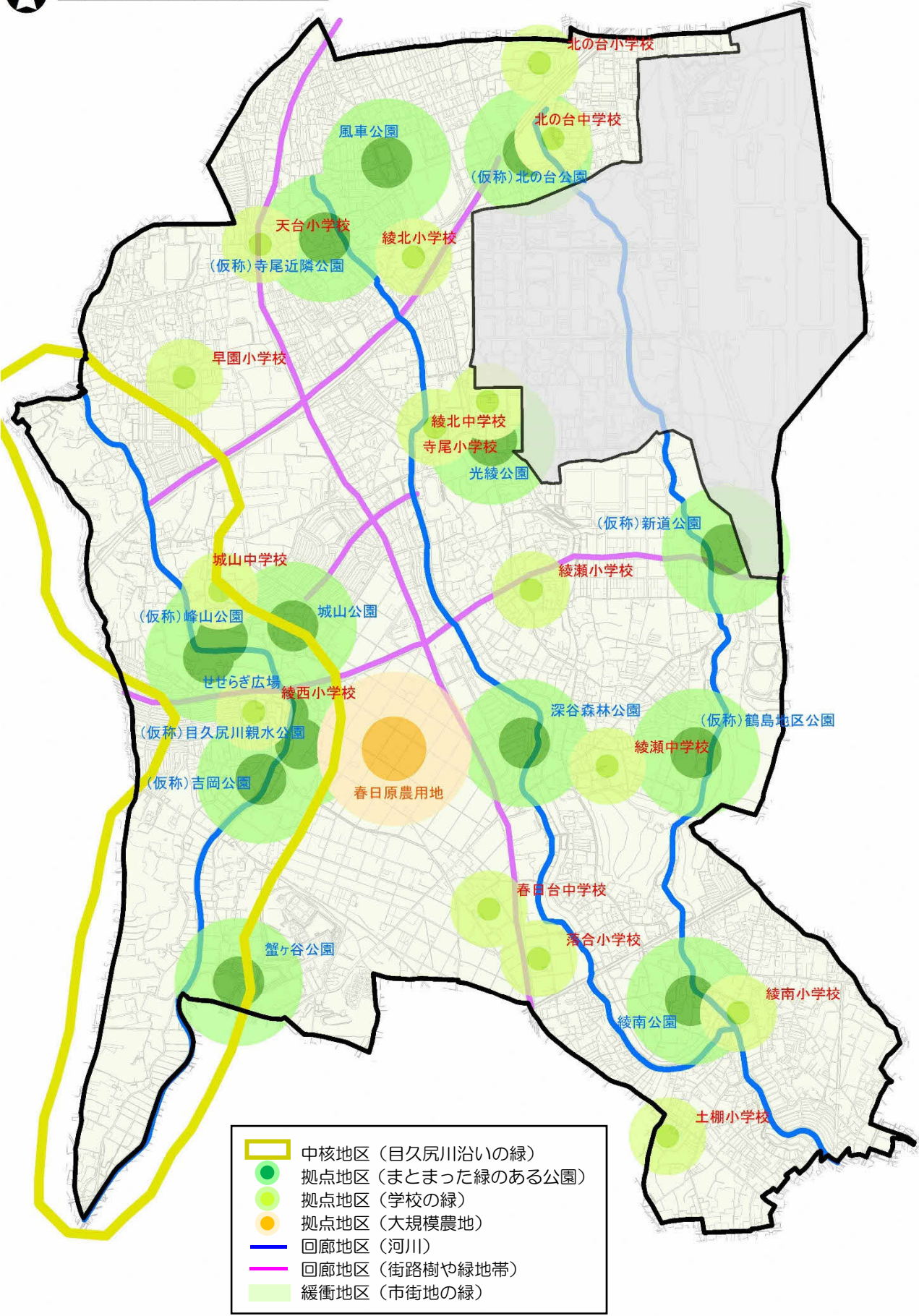
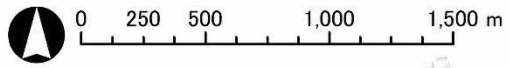


図5-6 エコロジカルネットワーク図

- 序章
- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 資料編